

# 標準開示フォーマット(特定非営利活動法人用)

報告年月日

報告者氏名

当該法人における役職

## 1. 組織情報

■法人名称

■所轄庁

■主たる事業所の所在地

■従たる事務所の所在地

■代表者氏名

■法人設立登記年月日

■定款に記載された目的

■活動分野

- 地域全体の新たな活性化と振興に寄与することを目的とする。
- 保健・医療・福祉
  - 社会教育
  - まちづくり
  - 学術・文化・芸術・スポーツ
  - 環境の保全
  - 災害救援
  - 地域安全
  - 人権・平和
  - 国際協力
  - 男女共同参画社会
  - 子どもの健全育成
  - 情報化社会
  - 科学技術の振興
  - 経済活動の活性化
  - 職業能力・雇用機会
  - 消費者の保護
  - 連絡・助言・援助

■事業活動の概要  
(400字以内)

公開用電話番号

■ファックス

■ホームページ

■メールアドレス

■常勤職員数

■認定  (認定NPO法人の場合は、チェックを入れて、以下の項目も入力)

認定年月日

認定満了日

相対値基準

絶対値基準

条例指定

仮認定

■閲覧書類の添付  定款

事業報告書	財産目録	貸借対照表	活動計算書/ 収支計算書
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

※閲覧書類がインターネットで公開されている団体につきましては、当該ウェブページのURLをご記入ください。

## 2. 財務情報

■ 事業年度(直近の決算)

平成22年度(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

■ 活動計算書/収支計算書

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計 (円)
I 経常収益計	715,576 (円)	0	715,576 (円)
1. 受取会費	215,000		215,000
2. 受取寄附金	0		0
3. 受取民間助成金	0		0
4. 受取公的補助金	0		0
5. 自主事業収益 (うち介護事業収益)	500,000 (0)		500,000 (0)
6. 受託事業収益 (うち公益受託収益)	0		0
7. その他収益	576		576
II 経常費用計	1,675,822 (円)	0	1,675,822 (円)
1. 事業費 (うち人件費)	1,325,662 (0)		1,325,662 (0)
2. 管理費 (うち人件費)	350,160 (0)		350,160 (0)
III 当期経常増減額	960,246		960,246
IV 経常外収益計	0		0
V 経常外費用計	0		0
VI 経理区分振替額	0		0
VII 当期正味財産増減額	960,246		960,246
VIII 前期繰越正味財産額	1,506,484		1,506,484
IX 次期繰越正味財産額	546,238		546,238

■ 貸借対照表

平成23年3月31日現在

I 資産の部 (円)		II 負債の部 (円)	
1. 流動資産	1,067,119	1. 流動負債	520,881
2. 固定資産	0	2. 固定負債	0
		負債合計	520,881 (円)
		III 正味財産の部	
		正味財産合計	546,238 (円)
資産合計	1,067,119 (円)	負債及び正味財産合計	1,067,119 (円)

■ 準拠している会計基準

NPO法人会計基準

その他

(その会計基準名) →

■ 監査の実施

監事監査

# 特定非営利活動法人セーフティ・ライフ&リバー定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人セーフティ・ライフ&リバーという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎県宮崎市塩路2300番地に置く。

### (目 的)

第3条 この法人は、地域の人々が内水面に関する理解を深め、人と水と地域とが共生する生活環境の向上を図るため、豊かな河川の復興を目指す調査、研究をはじめこの理念に基づく事業を行政、関係機関等と連動して企画、実践し、もって地域全域の新たな活性化と振興に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行なう。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 消費者の保護を図る活動
- (4) 学術・文化の振興を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連携、助言又は援助の活動

### (特定非営利活動に係る事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 内水面に関する研修会の開催等の社会教育に関する事業
- (2) 県内河川における魚類の適正な放流のための調査、研究及びその実践並びに魚類の適正な環境づくりのための河川整備及び地域の美観ともなる森づくりに関する事業
- (3) 食の安全・安心のための検査体制等の充実強化及び推進に関する事業
- (4) 適正養殖規範の充実強化及び推進に関する事業
- (5) シラスウナギに関する調査研究事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で総会において推薦されたもの

### (入 会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- 1 内水面の振興を図りこれを支援しようとする者
- 2 正会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 3 理事会は、前項のものが第1項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

### (退 会)

第10条 正会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出して、任意に退会できる。

### (除 名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) この法人の定款等に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

### (抛出金品の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員が既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第3章 役員及び顧問

### (種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上9人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を専務理事とする。

### (選 任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3等親以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3等親以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

#### (職 務)

**第15条** 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任 期)

**第16条** 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでのその任期を伸長する。
- 3 補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は、現任者の在任期間とする。
- 4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

**第17条** 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解 任)

**第18条** 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (報酬等)

**第19条** 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事長が総会の議決を経て別に定める。

#### (顧問)

**第20条** この法人に顧問若干名を置く。

2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第4章 総会

### (種別及び構成)

**第21条** この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、正会員をもって構成する。

### (機能)

**第22条** 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

### (開催)

**第23条** 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

### (招集)

**第24条** 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、正会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開催日の5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

**第25条** 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

### (定足数)

**第26条** 総会は、正会員総数の過半数以上の出席がなければ開会することはできない。

### (議決)

**第27条** 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この

限りでない。

- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項の議決に加わることができない。

#### (書面表決等)

**第28条** やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により表決権を行使した正会員は、第26条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

#### (議事録)

**第29条** 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。)
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録については、議長のほか出席した正会員のうちからその総会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

## 第5章 理事会

#### (構成)

**第30条** 理事会は、理事をもって構成する。

#### (機能)

**第31条** 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### (開催)

**第32条** 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

#### (招集)

**第33条** 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から起算して14

日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するには、理事に対し、理事会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開催日の5日前までに通知しなければならない。

#### (議 長)

**第34条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### (定足数)

**第35条** 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

#### (議 決)

**第36条** 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 理事会における議決事項は、第33条3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りでない。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項の議決に加わることができない。

#### (書面表決等)

**第37条** やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

- 2 前項の規定により表決権を行使した理事は、第35条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

#### (議事録)

**第38条** 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 理事会に出席した理事の数(書面表決者がある場合には、その数を付記すること。)
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか出席した理事のうちからその理事会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

#### (資産の構成)

**第39条** この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

**第40条** この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(会計の原則)

**第41条** この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行なわなければならない。

(事業計画及び予算)

**第42条** この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 事業計画及び予算の軽微な変更は、理事会の議決を経て行なうことができる。この場合において、理事長は、変更した内容について、総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

**第43条** 前条第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算が成立する日まで前事業年度の予算に準じ収入し、又は支出することができる。

2 前項の規定による収入又は支出は、新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。

(事業報告及び決算等)

**第44条** この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

(剰余金の処分)

**第45条** この法人の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

**第46条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

**第47条** この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

2 前項の規定に関わらず、法第25条第3項に規定する軽微な事項に係る定款の変更を行った場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

**第48条** この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (清算人の選任)

第49条 この法人が解散したとき(合併又は破産による解散を除く。)は、理事が清算人となる。

#### (残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散したとき(合併又は破産による解散を除く。)に存する残余財産は、法第11条第3項に掲げる法人のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

#### (合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

#### (公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第8章 事務局

#### (事務局)

第53条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第9章 雑則

#### (委任)

第54条 この定款の施行についての必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

理事長	大 森 仁 史
専務理事	田 之 上 克 司
理事	米 良 充 典
理事	大 森 伸 昭
理事	柴 田 範 一
理事	岩 切 庄 一
監事	小 川 衛
監事	濱 砂 三 男

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成20年度通常総会開催終了までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第42条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、設立の日から平成21年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員
    - 入会金 5,000円
    - 年会費 5,000円
  - (2) 賛助会員
    - 一口 10,000円

# 第 1 号 議 案

平成 2 2 年 度 事 業 報 告 書

(平成 2 2 年 4 月 1 日 から 平成 2 3 年 3 月 3 1 日 まで)

特定非営利活動法人 セーフティ・ライフ&リバー

## 1 事業の成果

NPOの使命と役割を認識し、社会的信用と信頼性の確保を図り、ヤマザクラ植栽地の環境整備に努め、世界的なウナギ研究者の塚本勝巳東京大学大気海洋研究所教授の講演会を開催するなど小中学生の向学心の向上に寄与した。

特に、今年度から、東アジア鰻資源協議会が実施するシラスウナギの資源調査に全面的に協力し、ウナギ資源の保護と増殖のための長期的なプロジェクトの一翼を担うこととした。

## 2 事業内容

### (1) 内水面に関する社会教育推進事業

講演会やコンサートを実施し、河川を大切にす愛護精神を培い、河川の源となる山や森を守り育てる気運の醸成を図った。

#### ① 上田正樹コンサートの実施

- ・開催日時：平成 2 2 年 5 月 8 日（土）午後 6 時半～8 時半
- ・開催場所：高千穂町武道館
- ・コンサート来場者：4 0 0 人
- ・特記

口蹄疫で各地でのイベントや祭り行事が中止されるといった閉塞感と活気が失われつつある中で、高千穂での被害は無く、関係者からの熱意と口蹄疫を吹っ飛ばすといった意気込みと思いを込めて実施した。

#### ② 塚本勝巳教授講演会の実施

- ・開催日時：平成 2 2 年 1 0 月 2 2 日（金）
- ・開催場所：美郷町南郷区多目的センター
- ・講演会出席者：美郷町内の小学 5 年 6 年、中学生、PTA、行政、  
一般参加者：総勢 2 5 0 人

- ・特記

ウナギ研究の第一人者である塚本教授の「旅するうなぎ～時空を超えて」と題する講演で、ウナギの生態や産卵行動、完全養殖などの最先端の研究について学ぶ機会を支援できたことで、ウナギに関する教育効果を高めることができた。

## (2) 内水面環境保全と国土保全植栽事業

### ①ウナギ放流とウナギつかみ取り大会イベントの開催

- ・開催時期：平成22年8月15日（日）
- ・開催場所：美郷町南郷区小丸川
- ・協賛団体：宮崎県養鰻漁業協同組合。(株)大森淡水。
- ・ウナギ放流：約15,000尾、つかみ取り：約2,400尾
- ・参加者：約500人
- ・特記

口蹄疫の関係で8月恒例の伝統行事の「いだごろ祭り」が中止され、意気消沈した地域の元気回復と活性化に寄与することができた。

### ②ヤマザクラ植樹地の管理

美郷町南郷区の恋人の丘周辺のヤマザクラ植林地の下刈りを美郷南郷区山づくり実行委員会のボランティアや県の補助事業を取り込んだ耳川広域森林組合との造林事業委託契約により実施した。

## (3) 食の安全・安心のためのGAP推進事業

ウナギ適正養殖規範（GAP）を遵守した安全・安心なウナギの養殖に努め、生産履歴や残留医薬品の検査結果を証明する産地証明書の発行を行った。

## (4) ウナギの調査研究事業

東アジア鰻資源協議会（会長：東京大学大気海洋研究所塚本勝巳教授）が実施する東アジア4カ国（中国、韓国、台湾、日本）でのシラスウナギの採捕調査を延岡市沖田川で実施した。

- ・平成23年1月4日に県の特別採捕許可を受け、2月から実施。
- ・毎月新月の日の2時間実施。（午前3時頃から午前5時ごろまで）
- ・22年度実績：2月3日（木）21尾。3月5日（土）3尾。  
（参考）4月3日（日）9尾。5月3日（火）25尾。

# 第 1 号 議 案

## 平成 22 年 度 収 支 決 算 書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

特定非営利活動法人セーフティ・ライフ&リバー

(単位:円)

	予 算 額	最終予算額	決算額	備 考
<b>I 収入の部</b>				
1 入会金収入	25,000	10,000	10,000	新規加入2人
2 会費収入	220,000	205,000	205,000	既会員+新規加入
3 事業収入	2,000,000	500,000	500,000	産地証明書発行料
4 雑収入	516	214	576	預金利息
当期収入合計 (A)	2,245,516	715,214	715,576	
<b>II 支出の部</b>				
1 事業費	3,000,000	1,476,173	1,325,662	
内水面社会教育推進事業費	500,000	474,811	474,811	上田正樹コンサート
旅費交通費	0	396,061	396,061	旅費宿泊費用
会場借上料	0	78,750	78,750	音響器具リース
雑費	0	0	-	
内水面環境保全対策事業費	2,000,000	991,362	840,851	
旅費交通費	0	60,000	60,000	シラスウナギ調査
シラスウナギ調査器具	0	295,739	295,739	シラスウナギ調査
植栽林管理費	0	630,000	479,489	植栽下刈り管理
雑費	0	5,623	5,623	収入印紙
食の安全・安心対策事業費	500,000	10,000	10,000	
旅費交通費	0	10,000	10,000	GAP巡回指導旅費
雑費	0	0	-	
2 管理費	752,000	353,350	350,160	
通信運搬費	60,000	53,000	52,350	電話代・郵便料
交際費	50,000	5,000	3,465	昼食代3名分
消耗品費	20,000	14,000	13,065	事務用消耗品
印刷費	10,000	4,200	4,200	名刺印刷代
旅費交通費	50,000	0	-	
会議費	100,000	44,400	44,400	総会昼食
広告宣伝費	0	57,750	57,750	ホームページ管理料
諸会費	20,000	0	-	
諸謝金	100,000	0	-	
支払手数料支出	0	175,000	174,930	税理事務所決算料
租税公課	10,000	0	-	(支払い手数料)
雑費	332,000	0	-	
3 予備費	0	0	-	
当期支出合計 (B)	3,752,000	1,829,523	1,675,822	
当期収支差額(C) = (A) - (B)	1,506,484	1,114,309	960,246	
前期繰越収支差額(D)	1,506,484	1,506,484	1,506,484	
次期繰越収支差額(E) = (C) + (D)	0	392,175	546,238	

特定非営利活動法人セーフティー・ライフ&リバー貸借対照表  
(平成23年3月31日現在)

	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	1,067,119		
現金			
普通預金	1,067,119		
流動資産合計		1,067,119	
2 固定資産			
有形固定資産	0		
無形固定資産	0		
固定資産合計		0	
資産合計			1,067,119
II 負債の部			
I 流動負債			
未払金	520,881		
流動負債合計		520,881	
2 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			520,881
III 正味財産の部			
1 繰越金残高		0	
前期繰越金		1,506,484	
次期繰越金		-960,246	
2 その他の正味財産		0	
正味財産合計			546,238
負債・正味財産合計			1,067,119

特定非営利活動法人セーフティー・ライフ&リバー財産目録  
(平成23年3月31日現在)

	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	1,067,119		
現金	0		
普通預金	1,067,119		
流動資産合計		1,067,119	
2 固定資産			
有形固定資産	0		
無形固定資産	0		
固定資産合計		0	
資産合計			1,067,119
II 負債の部			
I 流動負債			
未払金	520,881		
流動負債合計		520,881	
2 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			520,881
差引正味財産			546,238